

【公告】 戒 告

大阪市西区靱本町一丁目四・八・六階
株式会社レーベン
代表取締役 鳥井 健司

右の者は、令和六年四月三十日時点の自社が運営するオフィス検索サイトにおいて、実際には取引することができない物件（事務所）を取引することができるとのようによいに広告したとして、誇大広告等禁止違反が発覚し、本会の名誉を毀損し信用を失墜した理由により、本会定款第一〇条並びに同定款施行規則第一五条第一項及び同第二項第二号の規定に基づき、誓約書を徴収の上、戒告処分とする。

令和七年一月二十八日

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会
会 長 山 本 清 孝
綱紀自主規制委員会
委 員 長 小 松 邦 泰